長沼公園マネジメントプラン

長沼公園の管理運営、整備等の取組方針

令和４年３月

東京都建設局

目次

はじめに･･･ ５０－３

Ⅰ　長沼公園の基礎的事項･･･ ５０－４
　１　都市計画等
　２　過去の取組等
　３　社会状況等の変化

Ⅱ　長沼公園の開園概要･･･ ５０－６
　１　開園区域の概要
　２　利用状況等

Ⅲ　長沼公園の目標と取組方針
　１　むこう１０年間を見据えた主な目標･････････････････････････････ ５０－７
　２　取組方針 ･･･ ５０－９
８
　（１）ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）
　（２）維持管理の取組方針
　（３）運営管理の取組方針
　（４）安全・安心な公園への取組について
　（５）改修・再整備の取組について

Ⅳ　図面・写真 ･･･ ５０－１６
　現況平面図
　周辺土地利用図（空中写真）
　周辺土地利用図（地図）
　長沼公園の現況写真

＜資料編＞･･･ ５０－２１
　資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて
　資料２　長沼公園に関する資料

はじめに

「長沼公園マネジメントプラン」は、平成 27 年３月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

Ⅰ 長沼公園の基礎的事項

1 都市計画等

（1）都市計画の概要

・名　　称　　八王子都市計画緑地第３号多摩丘陵北部緑地
・位　　置　　八王子市長沼町及び下柚木各地内
・面　　積　　46.30ha
・種　　別　　緑地
・決定告示　　（当初）昭和 51 年７月 13 日　東京都告示第 691 号
　　（最終）平成 12 年３月 17 日　東京都告示第 300 号

（2）長沼公園の基本的な性格・役割

本公園は南多摩地域に位置し、公園東側には平山城址公園や多摩動物公園へと連なる緑地が連続し、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域と都立多摩丘陵自然公園に指定されている。

公園全体が雑木林で覆われており、大小８本の沢が入り組んだ急峻な地形は変化に富んでいる。また、園内には「ピクニック広場とかたらいの路（多摩丘陵コース）」も設定されている。京王線長沼駅から徒歩５分で公共交通機関からのアクセスは良好であり、四季を通して多くの利用者が訪れている。

クヌギ、コナラの雑木林を主体とした、良好な里山環境を将来にわたり継承する場として重要な役割を担っている。

2 過去の取組等

（1）過去の取組の成果

「長沼公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去７年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

〇多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、保全対象種のモニタリング、ボランティアと連携した雑木林の更新、外来種駆除等を行ったほか、自然観察会等を実施した。

〇都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

民間企業や自然保護団体と連携したイベントを実施したほか､NPO 法人等の団体と連携し懇談会やフォーラムを実施した。

（2）長沼公園の方針と取組内容

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

方針：・協働による生物多様性の保全
　　・豊かな自然を活かした健康増進プログラムの実施
　　・気象災害への万全な備えと対応

取組内容：・ボランティア等と連携した希少植物の保全
　　・企業等と連携した健康ウォーキングイベントの実施
　　・土砂災害時には協会専門スタッフが迅速に対応

３　社会状況等の変化

（１）社会経済情勢

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
・激甚化する気象災害
・東京 2020 大会の開催
・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
・デジタル技術・データの活用の加速
・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

（２）関連する行政計画等

・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
・東京の自然公園ビジョン（平成 29 年 5 月）
・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
・八王子市景観計画（平成 30 年 9 月）
・八王子市「みどりの基本計画」（令和 2 年 3 月）

Ⅱ　長沼公園の開園概要

１　開園区域の概要

（１）開園の概要

名　　称　都立長沼公園（ながぬまこうえん）
開 園 日　昭和 55 年 6 月 1 日
開園面積　367,024.29 ㎡（令和 3 年 12 月 1 日現在）
公園種別　都市緑地
所 在 地　八王子市長沼町、下柚木、堀之内
アクセス　京王線「長沼」

（２）主な公園施設

頂上園地、展望園地
※園内に管理事務所はない

２　利用状況等

（１）利用概況

「ピクニック広場とかたらいの路（多摩丘陵コース）」を通じた散策やハイキング、丘陵の自然探勝などの利用が多い。

（２）利用者動向（推計値）

• 年間利用者数の推移

	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
年間総計（人）	62,477	42,123	38,837	42,119	48,427

• 月別利用者数の推移

２年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
年間総数（人）62,477	9,057	8,059	4,657	3,245	5,456	2,512
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
	4,186	8,105	5,559	3,728	3,908	4,005

（３）主な活動団体（詳細は資料編参照）

1 団体・約 30 名、雑木林管理や野草等保全調査活動などを行っている。

（４）主な催し物開催状況（令和２年度実績は資料編参照）

「新春の長沼公園を歩こう」などが行われた。

Ⅲ　長沼公園の目標と取組方針

１　むこう１０年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう 10 年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【　】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標１：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト６　水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は多摩丘陵に位置し、平山城址公園、小山田緑地、小山内裏公園、桜ヶ丘公園、大戸緑地等の都立公園とともに東京の緑の骨格として広域に渡る緑のネットワークを形成している。隣接する雑木林などの自然地や多摩丘陵に位置する他の公園緑地と連携しながら、一体の自然豊かな丘陵地として保全を図っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標２：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト７　都立公園の生物多様性向上プロジェクト】
【プロジェクト８　自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標３：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標４：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト１０　パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

２　取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

（１）ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能･目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

Ａ：多目的広場ゾーン

・殿ヶ谷の道周辺の緩傾斜面の草地のあるゾーン

公園内で唯一の広い緩傾斜面の草地を維持・保全し、豊かな自然の中で休憩や散策などの利用に対応していく。

・頂上園地や展望園地のあるゾーン

頂上園地は、遊戯、休憩、昼食場所などの利用に対応していく。

Ｆ：尾根道散策ゾーン

・尾根の散策路のあるゾーン

公園を東西に縦断している尾根筋の比較的平坦な散策路であり、ハイキングなどの散策路として、安全で快適に利用できるよう対応していく。

Ｋ：環境共生・保全ゾーン

・雑木林のあるゾーン

生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Ｍ：駐車場ゾーン

・駐車場のあるゾーン。

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Ｎ：管理ヤードゾーン

・平坦地のあるゾーン

公園北側中央部の中谷戸下は、トイレ等の安全性や清潔さに留意し、ボランティア活動の拠点等として利活用なども検討していく。

Ｑ：外縁部ゾーン

・民有地等や公道に接する公園外縁部

本公園は、周辺民有地と公道等を挟まずに直接境界を接する所が多いため、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図　長沼公園

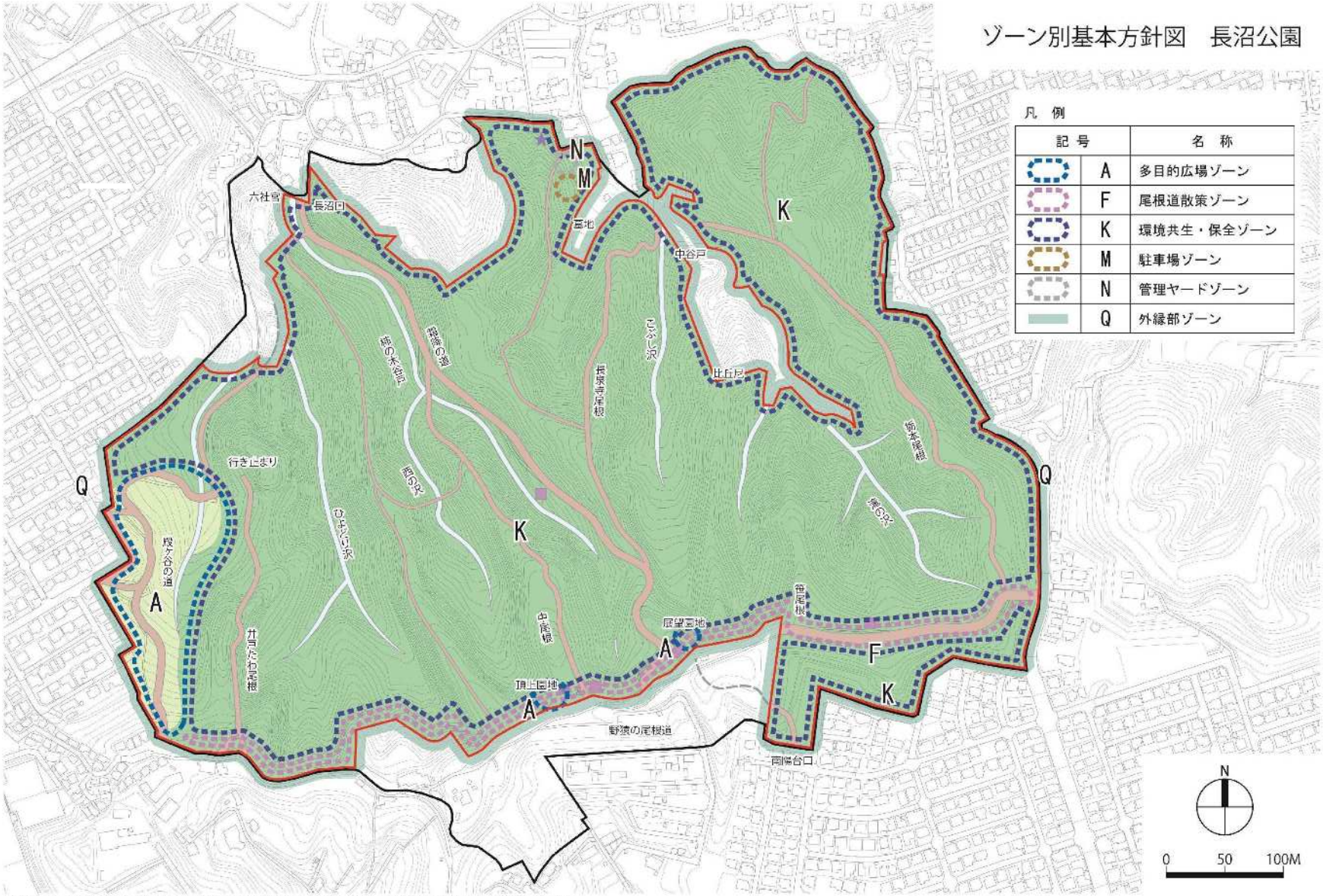

この地図は、国土地理院長承認（平24総公第269号）を得て作成した東京都地形図15－1 2,500を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。また、ナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ等の後継樹の苗木育成について、指定管理者・ボランティア団体等と協力して取り組んでいく。

②斜面崩壊等の対応

当園の北側、長沼町地区では、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域、樹森林法の土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定されており、民家や道路などが隣接する斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。過去、斜面地が崩壊した箇所等を中心に、梅雨の時期前に点検を行い、斜面崩壊の再発を防止し、安全を確保する。

沢沿いは定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

③動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域について、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理に留意し、動植物の保全と育成を進めていく。

④眺望・景観の維持

展望場所からの景観を良好に保つため、視界を遮る樹木の剪定や伐採等を行い、展望施設の適正な維持管理を行う。

（３）運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）運営管理の基本事項

①　基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②　公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③　利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④　管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

２）本公園の運営管理における留意事項

①自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図り、動植物の多様性の確保に留意するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら自然環境や生物多様性、自然環境が有する多様な機能などについての体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

②都民やＮＰＯ等との協働による公園づくり

都民やＮＰＯ等との協働を積極的に推進し、雑木林の管理など生物多様性を保全するための活動を実施していく。

③広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用策を図っていくため、関係自治体やＮＰＯなどと連携していく。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・情報連絡体制の構築
・被害軽減のための事前処置の準備
・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

３）感染症など

・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
・基本的感染対策の徹底
・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

４）落枝・倒木

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
・計画的な樹木手入れ等の実施
・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

５）施設の損壊等

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
・計画的な補修や取り換え等の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

Ⅳ 図面・写真

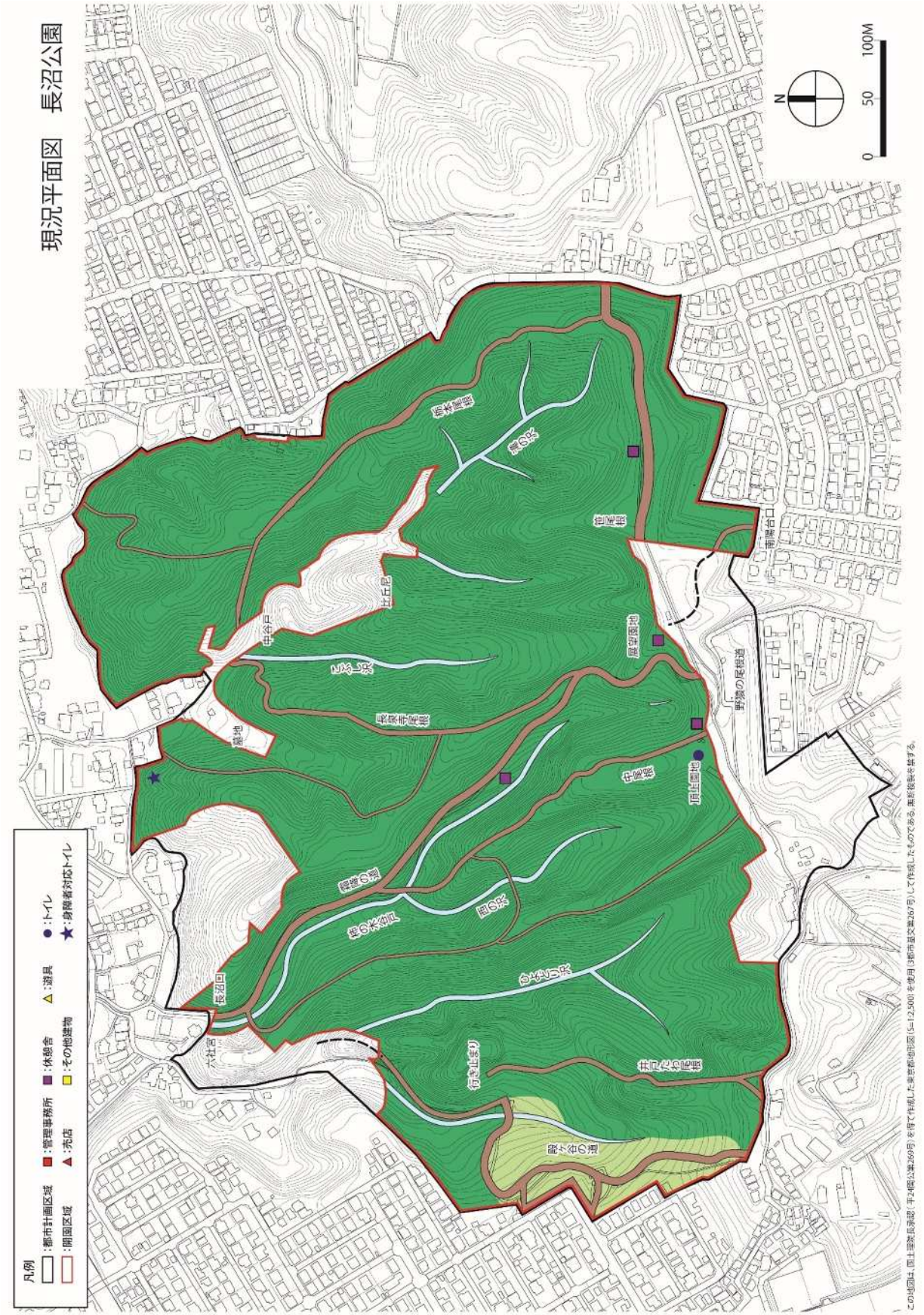
現況平面図　長沼公園
凡例
:都市計画区域
:管理事務所
:休憩舎
:遊具
:トイレ
:開園区域
:売店
:その他建物
:身障者対応トイレ
0
50
100M
N
長沼
六社宮
墓地
中谷戸
上丘尼
頂上園地
「野猿の尾根道」
櫻台口
行き止まり

周辺土地利用図（空中写真）

長沼公園

：開園区域

：都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

長沼公園

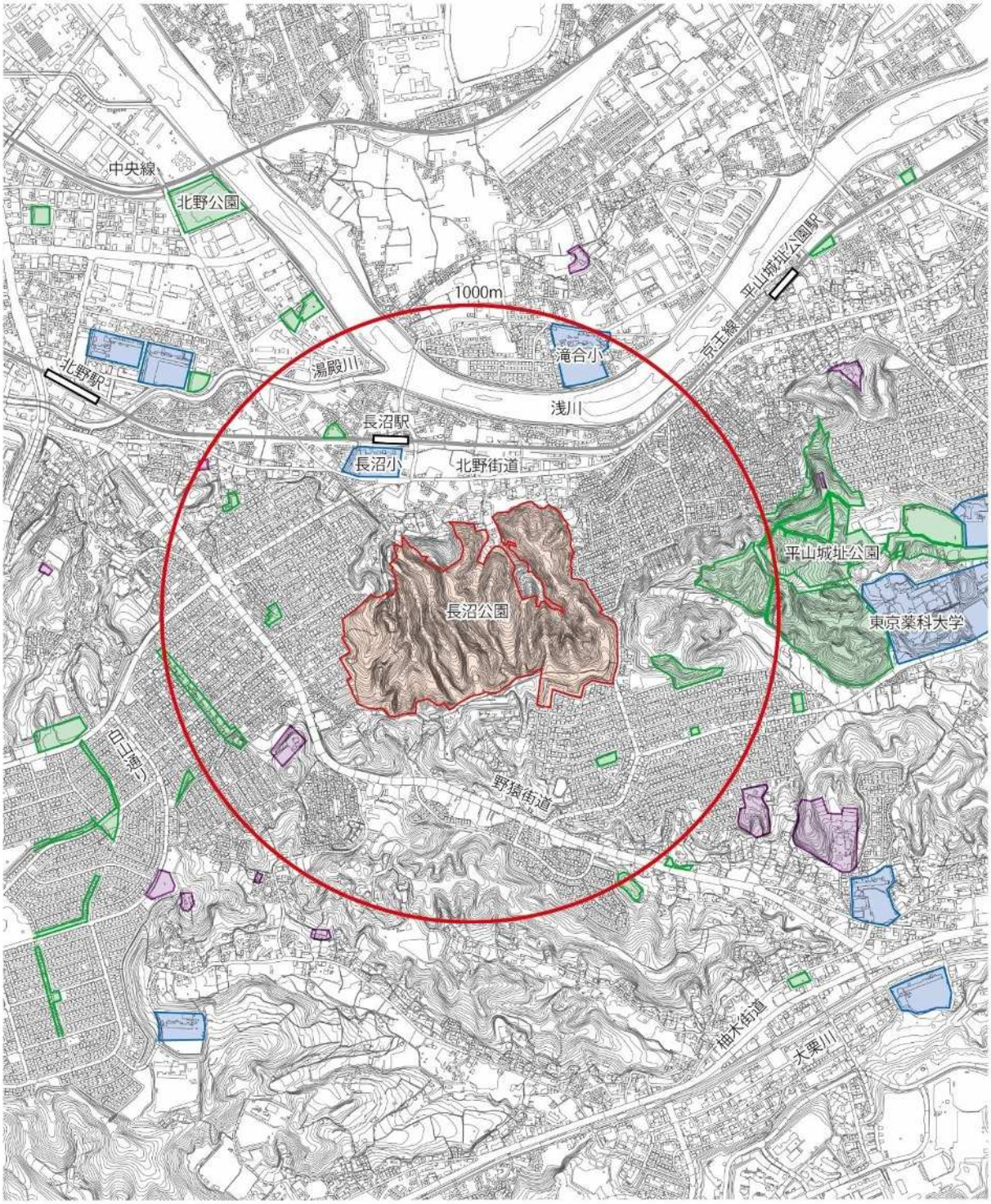

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地　:学校
:特徴的な建物（神社仏閣など）
:開園区域
:高速道路
:鉄道

0　500　1000M

N

長沼公園の現況写真　【令和3年8月撮影】

①北入口・駐車場

②北入口・トイレ

③尾根道への階段

④尾根道の通行止め園路

⑤西長泉寺尾根道

⑥園路分岐点

⑦長泉寺尾根下り階段

⑧中谷戸

長沼公園の現況写真　【令和3年8月・11月撮影】

⑨中谷戸入口

⑩殿ヶ谷の道入口

⑪山頂園地・トイレ

⑫山頂園地・休憩所

⑬展望園地

⑭笹尾根

⑮尾根道

⑯野猿尾根道入口

＜資料編＞

資料１ パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・ＮＰＯ・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成 16 年 8 月に策定された。
・当初マスタープラン策定後 10 年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成 27 年 3 月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
・当該目標に対するプロジェクトについて、長沼公園が担うことになるプログラムには◎を、長沼公園が関係するプログラムには○を付した。
・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係

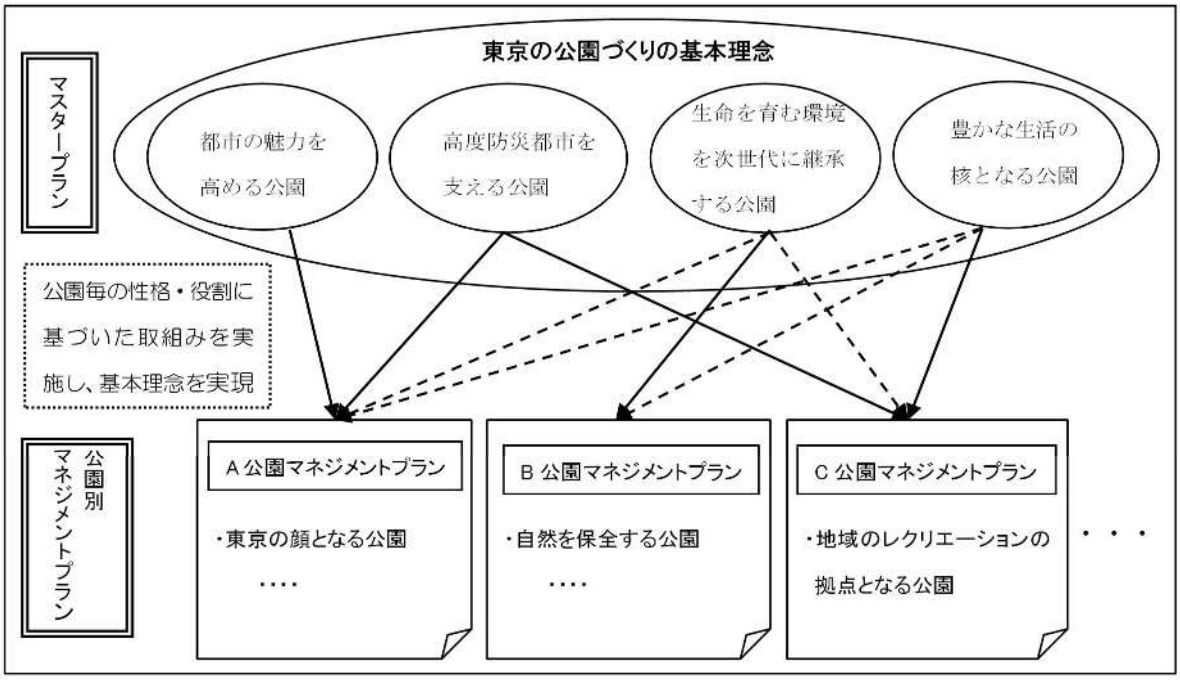

プロジェクト10の公園毎の位置づけ　長沼公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念1 都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
			環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	○
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
		(2)自然とふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備	○
			自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
			広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	◎
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料２　長沼公園に関する資料

（１）公園の沿革

昭和 42 年 4 月 1967 年	首都圏近郊緑地保全法の規定により多摩丘陵北部近郊保全区域（264ha）に指定。
昭和 46 年 10 月 1971 年	「都市整備用地の先行取得に関する運営要綱」に基づき 13.1ha を買収。
昭和 51 年 7 月 1976 年	東京都告示第 691 号により、都市計画決定（名称：多摩丘陵北部緑地）。
昭和 55 年 6 月 1980 年	31.3ha を追加開園
昭和 63 年度 1988 年	石積・階段・外柵等を整備
平成元年度 1989 年	木道・木柵・展望台の整備、法面保護
平成 2 年度 1990 年	入口広場・木製階段・園路広場・防火水槽・展望台等を整備
平成 6 年 6 月 1994 年	0.7a を追加開園
平成 12 年 3 月 2000 年	東京都告示第 300 号により、都市計画変更。
平成 17 年 6 月 2004 年	0.7ha を追加開園。（32.0ha）
平成 18 年 4 月 2006 年	0.7ha を追加開園。
平成 19 年 4 月 2007 年	3.1ha を追加開園
平成 20 年 6 月 2008 年	0.3ha を追加開園
平成 21 年 6 月 2009 年	0.3ha を追加開園
令和 2 年 6 月 2020 年	0.5ha を追加開園

（２）公園の自然・社会環境

１）自然環境

・本公園は、多摩丘陵北部系緑地群の西端部にあって標高は 90ｍから 190ｍにわたる。斜面は傾斜度 30 度以上の急傾斜地が多く急峻な地形である。中央を東西に走る尾根道の北斜面は、平均斜度は 10～15 度であり、大小 8 本の沢が入り組んでいるため、全体として険しい印象をうける。

・植生は薪炭林として利用・育成されてきたクヌギ・コナラを主体とし雑木林である。他にスギ・ヒノキの植林地、竹林、アズマネザサの優勢な林床型の疎林、尾根沿いのマツ・ヤマザクラ等の独立樹が目立つ。貴重種タマノカンアオイの分布するスギ林の林床、シラカシ・アラカシの生育が認められるクヌギ・コナラ林等があり、特に保全が望まれる。

・動物としては、鳥類を中心に昆虫類、哺乳類、両生類、爬虫類等が食餌、吸蜜、生

息している。しかし、各沢が流域も狭く砂質層のため通年性の水場がほとんどなく種類は少ないようである。

２）社会的環境

・本公園の外周区域の北側は、長沼の田園集落地帯である。西側は、日生北野台団地、絹ヶ丘団地等があり、公園と接する宅地の標高は約 140～150mほどで公園内の尾根の中腹と同じレベルである。東側は、日本邸宅団地・平山団地・南陽台団地があり、平山城址方面に連なるハイキングコース沿いには、東京農工大学の演習林があり緑地が連続している。南側は、山林と企業の研修所、大学のセミナーハウス等がある。
・本公園の一部は森林法の風致保安林として指定を受けている。
・道路交通の便は、北側を北野街道、南側を野猿街道に隣接しており良好である。また、京王電鉄の立体交差、国道 16 号のバイパス整備、多摩ニュータウン関連による都市計画道路事業等の進捗により自動車利用条件は向上している。
・鉄道の便は、京王電鉄の長沼駅が近く、北野・片倉・平山城址公園・南平及び高幡不動の各駅も、北部系緑地群ハイキングルートの入口であり、JR 八王子駅や多摩ニュータウン内各駅と結ぶバスルートと併せて、広域交通条件は良好である。

（３）園内のトピックス

①　頂上園地

トイレ、休憩舎の設けられた、野猿の尾根道沿いの園地。散策や観察会をはじめ、休憩や憩いの場として利用される。

②　展望園地

あずまやの設けられた展望園地からは、奥多摩の山々や浅川の流れる八王子市街、中央線や京王線の電車などを俯瞰することができる。

（４）本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

・文化財保護法
・土砂災害防止法
・森林法
・首都圏近郊緑地保全法
・東京都景観条例
・自然公園条例
・東京における自然の保護と回復に関する条例　等

（５）利用状況等データ

１）公園占用の状況

（件）

項目	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
写真撮影	0	1	2	0	0
映画等の撮影	2	2	0	0	1
その他	0	0	0	1	0

２）主な催し物

令和２年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	新春の長沼公園を歩こう	3 月	50

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	丘陵地レンジャーと歩く長沼公園	7 月	6
	2	秋の長沼・平山城址公園を歩こう	11 月	5
	3	新春の長沼・平山城址公園を歩こう	1 月	17
自主事業	1	【里山カレッジ講座】季節の自然観察会「キノコ観察会」	9 月	14
都民協働	1	新春の長沼・平山城址公園を歩こう	4 月	13

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	丘陵地レンジャーと歩く長沼公園	7 月	7
	2	秋の長沼・平山城址公園を歩こう	11 月	19
	3	新春の長沼・平山城址公園を歩こう	1 月	28
	4	【里山カレッジ講座】季節の自然観察会～初級編～	3 月	100
自主事業	1	【里山カレッジ講座】季節の自然観察会～中級編～「キノコ観察会」	6 月	18
都民協働	1	新緑の長沼・平山城址公園を歩こう	4 月	29

３）主な活動団体（令和２年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
丘陵地ボランティア（桜ヶ丘公園、平山城址公園でも活動している。）	丘陵地レンジャーの活動支援、園内循環清掃活動、雑木林管理、野草等保全調査活動、イベント開催　ほか	29